

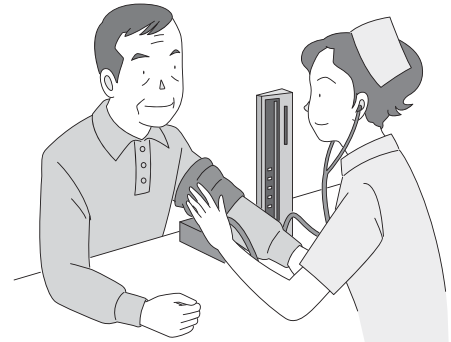
国民健康保険加入者の皆さんへ

特定健診を受診しましょう!!

※国民健康保険以外の医療保険に加入している方は、それぞれの医療保険者(社会保険や健康保険組合など)からの通知にしたがって健診を受診してください。

生活習慣病は、日常生活の悪習慣が原因で発症します。
また、自覚症状が出にくいことから、気づかずに取り返しのつかない状況にまで進行することが多い病気です。

生活習慣病予防には健診による早期発見と生活改善がたいへん重要です。国民健康保険に加入している40歳以上の方で、今年まだ健診を受けていない方は、ここでご案内する特定健診を必ず受診しましょう。



■健診別の対象者・料金・検査内容

健診の区分と対象者	料 金	検査内容
国保の特定健診 40歳から74歳の国保加入者 ※平成22年3月31日までに40歳になる方も対象です。 ※現在国保に加入されていても、国保の取得日が本年4月2日以降の方は対象になりません。健康保険証をご確認ください。	1,000円	身体計測(身長・体重・腹囲)、 血圧測定、尿検査(蛋白・糖)、 血液検査(脂質・血糖・肝機能・貧血・腎機能・痛風)、心電図検査、生活機能評価(65歳以上)、診察
国保の特定健診を受診する方は、同時に次の検査を受けることができます。		
結核検診 65歳以上の方(希望者のみ)	一般 500円 非課税(※) 200円	胸部レントゲン撮影
エキノкокクス症検診 平成17年以降この検査を受けていない方	無 料	血液検査
肝炎ウイルス検診 過去にこの検査を受けたことがない方	一般 800円 非課税(※) 200円	血液検査

※非課税～市民税非課税世帯の方で、問診票と同時に送付する検診料減額申告書を提出した方。

■健診会場・日時・定員

▼歌志内市立病院

日 程	受付時間等
8月 4(火)、5(水)、6(木) 11(火)、12(水)、13(木) 18(火)、19(水)、20(木)	①13:00～15:30 (定員4人)
9月 1(火)、2(水)、3(木) 8(火)、9(水)、10(木) 15(火)、16(水)、17(木)	※以下水曜日のみ ②17:00～18:00 (定員2人)
10月 6(火)、7(水)、8(木) 13(火)、14(水)、15(木) 20(火)、21(水)、22(木)	

▼勤医協神威診療所

日 程	受付時間等
8月 3(月)、4(火)、5(水)、6(木)、7(金) 10(月)、12(水)、13(木)、14(金) 17(月)、18(火)、19(水)、20(木)、21(金)	①9:30～9:40 ②10:00～10:10 ③10:30～10:40 ④11:00～11:10
9月 1(火)、2(水)、3(木)、4(金) 7(月)、9(水)、10(木)、11(金) 14(月)、15(火)、16(水)、17(木)、18(金)	※以下火曜日のみ ⑤17:30～17:40 ⑥18:00～18:10 ※定員は各1人(相談に応じます)
10月 5(月)、6(火)、7(水)、8(木)、9(金) 14(水)、15(木)、16(金) 19(月)、20(火)、21(水)、22(木)、23(金)	

申込締切日：8月実施分～7月15日(水)、9月実施分～8月14日(金)、10月実施分～9月15日(火)
 申し込み・問い合わせ 保健介護グループ (☎42～3213)

10月から始まります！

特別徴収

市道民税の年金引き去り

本年10月から、市道民税の年金からの引き去り（特別徴収）が始まります。

特別徴収の対象となる方には、後日通知書を送付します。

対象者や納税方法の詳細については、次のとおりです。 <税務グループ ☎42～3214>



納税の方法が変わるのね

■対象者

4月1日現在65歳以上で、1月1日以降引き続き市内に住所を有する方（今年度は昭和19年4月2日以前生まれの方）。

※公的年金の年額が18万円未満の方や、公的年金にかかる市道民税額が年金の年額を超える方は対象となりません。

■実施時期

平成21年10月支給分の年金から始まります。

■納税方法

これまで、6月・8月・10月・1月の4期に分け、年税額の4分の1ずつの金額を口座振替または納付書で納めていただきました。

今年度は、6月・8月についてはこれまで同様4分の1ずつを口座振替または納付書により納めていただき、それ以降は10月・12月・2月の年金から、年税額の6分の1ずつを引き去り（特別徴収）により納めていただきます（下の例を参照ください）。

■年金から特別徴収される税額

年金から特別徴収される税額は、公的年金にかかる分のみです。

公的年金以外の収入（給与所得、不動産所得など）がある場合、その分の税額は口座振替や納付書による普通徴収、または給与からの特別徴収で納めていただきます。

【例】年税額が6万円の場合の、納付方法の比較

○昨年度までの納め方

月	6月	8月	10月	1月
税額	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
算出方法	各期年税額の4分の1			
納税方法	口座振替または納付書（普通徴収）			

○今年度の納め方

月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
算出方法	各期年税額の4分の1		各月年税額の6分の1		
納税方法	口座振替または納付書（普通徴収）		年金から引き去り（特別徴収）		

年間の税額には変更ありません。



※平成22年度以降は、仮徴収が行われるため算出方法が若干異なります。

議会の動き

第2回臨時会

5月8日、会期1日間で開催

固定資産評価審査委員会委員の選任

固定資産評価審査委員会委員亀谷三男氏が3月18日に亡くなったことにより、新たに本郷良一氏を選任することについて、議会の同意を得ました。

可決された議案

〔任期は本年12月13日まで〕
 ■市内文珠1037番地51 本郷良一氏（62歳）
 ■歌志内市税条例等の一部を改正する条例の制定について
 地方税法等の一部改正に伴

い、市民税に住宅借入金等特別税額控除を設けるとともに、その他の関係条文を整備しました。
 ■歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 地方税法等の一部改正に伴い、介護納付金分の課税限度額を1万円引き上げ10万円とするとともに、その他の関係条文を整備しました。

ありがとうございました！ 【ふるさと応援寄附金】

平成20年度に皆さまからいただいた「歌志内市ふるさと応援寄附金」の実績は、下表のとおりとなりました。
 たくさんのご協力まことにありがとうございました。
 この寄附金は、歌志内ふるさと応援基金に積み立て、平成21年度のまちづくりを活用させていただきます。

〈庶務企画グループ ☎ 4233212〉

- ▼確定申告や寄附金控除に関する問い合わせ 税務グループ ☎ 4233212
- ▼寄附の申し込み・問い合わせ ☎ 4233214

※歌志内市のホームページもご参照ください。

■平成20年度 ふるさと応援寄附金事業別集計表

事業の項目	件数	金額
地域コミュニティの推進に関する事業	0件	0円
子育て支援及び教育・文化とスポーツの振興に関する事業	3件	103万円
地域の活性化に関する事業	1件	5万円
その他、地域振興のため市長が必要と認める事業	6件	23万5千円
計	10件	131万5千円

6月1日は電波の日

携帯電話や消防救急無線など、電波の利用は私たちの暮らしにとって無くてはならないものとなりました。

しかし最近では、インターネットなどで違法な外国規格のトランシーバー等が購入できることもあり、重要な無線通信を妨害する事例が後を絶たない状況となっています。

総務省では、電波利用環境保護のたいせつさを訴えるため、6月1日の電波の日から10日間を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」と定めて、全国的な周知・啓発活動を展開しています。

電波利用に関するお問い合わせ

- 北海道総合通信局（札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎）へ。
- ① 電話番号 ☎ 011-709-3550
- ② 不法無線局、通信・妨害、電波の安全性 ☎ 011-737-0099
- ③ テレビ、ラジオの受信障害 ☎ 011-737-0033
- ④ 電波利用料に関すること ☎ 011-709-6000
- ⑤ その他行政相談に関すること ☎ 011-709-3550
- ▼ 受付時間 電話受付は8時30分～12時、13時～17時（土・日・祝日を除く）
- ▼ 電子メールによる問い合わせ soudan-hokkaido@soumu.go.jp
- ▼ ホームページ http://www.soumu.go.jp/south/hokkaido/
- ③ 電話、インターネットに関する相談 ☎ 011-709-3956

老齢基礎年金の 繰上げ・繰下げ請求

老齢基礎年金は、本来65歳から受け取れますが、希望によって65歳より早く繰上げて、または、66歳より遅く繰下げて受け取ることが出来ます。

その際は、基本額および付加年金の額に、受給開始年齢による率を掛けた額が減額または増額されて支給されます。増減の率については、次のとおりです。

〈市民生活グループ ☎ 4233217〉

■昭和16年4月1日以前に生まれた方（請求は年単位）

満年齢	減額率
60歳	42%減
61歳	35%減
62歳	28%減
63歳	20%減
64歳	11%減

▽繰上げ受給時の減額率

▽繰下げ受給時の増額率

満年齢	増額率
66歳	12%増
67歳	26%増
68歳	43%増
69歳	64%増
70歳	88%増

■昭和16年4月2日以降に生まれた方（請求は月単位）

▽繰上げ受給時の減額率

繰上げ請求月から65歳到達の前月までの月数×0.5%

▽繰下げ受給時の増額率

65歳到達月から繰下げ申請月の前月までの月数×0.7%

①繰上げ受給したときの減額率は、変更できません。

また、障害基礎年金、寡婦年金も請求できません。

②繰下げ請求では、老齢基礎年金の振替加算額は増額されません。

▼問い合わせ ねんきんダイヤル（☎057030531165）または、砂川社会保険事務所（☎5232144）へ。

誕生月に 「ねんきん定期便」 が届きます

社会保険庁では平成21年4月から、国民年金・厚生年金の現役加入者の皆さまに、「ねんきん定期便」を毎年の誕生日にお送りしています。

■ねんきん定期便の主な内容

①年金の加入期間と履歴

②これまでに納めた年金保険料の額

③月ごとの年金保険料の納付状況

④加入実績に応じた年金の受給見込額

ご自身の年金記録をご確認いただき、記録にもれや誤りがあったときは、同封の回答票で回答をお願いします。

▼問い合わせ ねんきん定期便専用ダイヤル（☎057030583555）へ。



危険物安全週間

6月7日から6月13日まで

安全は意識と知識と心掛け

現代社会において、石油類をはじめとする危険物は私たちの生活に深く浸透しており、その安全確保の重要性はますます増大しています。

危険物安全週間は、これら危険物の安全確保に対する意識を高め、また、知識と理解を深めることで事業所や家庭における安全管理体制の強化を図ることを目的としています。

〈消防本部予防・保安グループ ☎ 4233255〉

あなたの家の 灯油タンクは大丈夫？

ここ数年、屋外灯油タンクからの灯油流出事故をはじめ、全国的に危険物に関する事故が増えています。

家の周りなどで灯油の臭いがしたり、灯油の配達量も少し多すぎたりなど、少しでも「変だな」と思ったら業者に点検を依頼し、早期の異常発見に努めましょう。

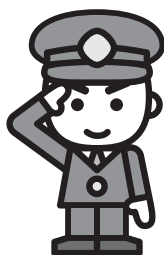
▼流出事故を防ぐには

①灯油タンクなどのさびを落

とし、さび止め塗装をしましょう。

②ふだんから灯油配達時には帳簿をつけ、入れてもらった量を覚えておきましょう。

③定期的に灯油タンクや配管の点検をしましょう。



危険物の安全確保や火災予防など、無事故・無火災のまちを目指すため、市民の皆さまのご協力をお願いします。